

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 持続可能性有識者委員会 設置規程

(趣旨)

第1条 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）持続可能性有識者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の組織及び運営に関しては、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 委員会は、2027年国際園芸博覧会（以下「博覧会」という。）における持続可能性の取組と魅力の向上のため、専門的視点から意見及び提案を行う。

(組織)

第3条 委員会は、協会が依頼し、承諾を得た10人以内の委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員の任期は、第1回委員会の開催日から2024年3月31日までとする。但し、再任を可能とし、協会又は委員からの申し出がなければ、毎年度、自動的に継続することとする。
- 3 委員長は、協会が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、委員会の議事を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、協会が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、博覧会における持続可能性の取組と魅力の向上にかかる検討の進捗状況に応じて、協会の代表理事が招集し、委員長が議長として議事を運営する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 委員の出席は、会場又はオンラインのどちらでも可能とする。
- 4 委員が会議への出席が困難な場合には、当該委員は代理人を選任し、出席させることができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、参考人を委員会に出席させてその陳述を聴くことができる。
- 6 会議は、書面による開催及び議決とすることができる。

- 7 委員会の議決が必要な場合、委員の過半数が出席することを要し、その過半数をもって決するものとする。
- 8 会議は非公開とし、会議の資料は事後に公表することができるものとする。

(委員会の設置期限)

第5条 委員会は、第3条第2項の規定に関わらず、協会の解散する日を委員会の設置期限とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、会議又は委員としての職務上で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、協会の持続可能性担当が担う。

(謝金等の支払い)

第8条 会議に委員が出席した場合は、協会の謝金等支払基準に定めるところにより、謝金及び必要な交通費を支給する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の議事手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。ただし、委員長はこれを代表理事に委任することができる。

附 則

この規程は、2023年10月23日から施行する。